

番組：「障害者差別禁止法・試案から」を見て

障害者の差別禁止法問題については、当 HP でも度々触れてきたが（例えば、「行政の『ハートビル法推進』の姿勢が、見えてこない（「雑学 BN」の福祉・教育・医療関係（Ⅲ）P、2006.05.17.「行政の『ハートビル法推進』の姿勢が、見えてこない」：参照）」）、障害者基本法を始め、バリアフリー法やハートビル法等は理念法であるため、現状では、障害者差別については、実質的な効力を発揮できない側面があり、いわゆる「障害者差別禁止法」の必要性を感じている。

つまり、現在の法内では、差別だと主張できても、その主張の根拠となる法律がないために、ハートビル法関連事例のホテルに対しても何ら罰則規定がなく、行政も単なる指導で終わるしかない。

しかし、そうしたホテルに対して、「それは明らかに差別だろ？」と問いただすような意識は、社会の中に育ってきているように思う。

こうした折、先日、NHK教育TVで「障害者“差別”を考える～「差別禁止法」試案から～」が放送されていたので視聴した。

番組内容は、日本弁護士連合会の人権擁護委員会が「障がいを理由にする差別を禁止する法律～第一次試案～」を纏め、その紹介・解説番組であった。この専門委員会の20人の内、6名が障害のある弁護士の方とか。

今後、世論の論議を参考にしつつ、日弁連内でこの第一次試案をたたき台として議論・検討を重ね、機関承認を得た上で正式に法案として提起されるようである。

法が成立すれば、例えば、医療的ケアを理由に地域の学校への入学を拒否されるようなことはなくなり、学校側（行政側）は、医療的ケアを必要とする児の教育環境整備が義務付けられる。

一方、何でもかんでも「差別だ！」と主張されても、社会の戸惑いも生じることも明らか。

それだけに、この試案をたたき台として、何が、どうしたことが差別となり、何が、どうした主張が無理な要求となるかという、具体的議論が活発になり、法案として提起されることを願っている。

ただ、「差別は、する方は鈍感、される方は敏感」の側面があることをお互いに念頭におきつつ、多いに議論される事を望む。